

事業が完了後に交付決定通知(昭和三十九年三月二十五日)を行なっている旨は案内されていない。補助事業は特例の定めがある場合のほかに交付決定通知(交付決定通知)後に事業着手すべきである。交付決定通知は早期に行なわれるべきである。

(3) 田畑転換対策事業の交付申請書は補助事業費の算定基礎となる事業費の記載がなく、事業項目の羅列のみで、これを基として補助金の交付決定通知を行っている措置は妥当でない。交付申請書には事業費を改良的、具体的に記載すべきである。

なお、既払通知を行なわないで、補助金の既払交付をしていることと、査員が上司に復命する検査報告書を事業主体に送付することで検査結果通知に換えている措置は妥当でない。

(4) 草地改良事業

ア 倉吉市高瀬牧野組合外3事業主体が施工した草地造成39ha、降着物設置6ha、給水施設6haの事業費7,754,332円に対し補助金4,236,900円を交付していたが、補助金交付申請書に設計書、図面等が添付されず、事業内容不明のまま補助金の交付決定通知をしていることは妥当でない。

なお、「該事業の検査結果通知は「検査使命書」のみの送付をもつて行なわれているが妥当でない。

イ 関金町野萩に施工した草地事業(30ha、事業費5,085千、補助金2,990,700円)のうち播種が遅延(延期承認済)し、40年度に実施しているが、県の完了検査は40年3月31日に実施していた。播種事業費は補助金交付の対象外としているためではあるが、播種を含めて一連の補助事業として取扱っていることは上記のとおり延期承認

を行なっていることからして明らかで年度内、播種完了を前提として行なっているものと思われる。完了検査は播種完了後に執行すべきである。また、草地造成面積確保のための実施は行なわれていない。完了検査に当たっては実施すべきものと考えらる。

(5) 肥料作効増進補助のため、貸付は8ヶ所(80a)を一般農家に委託設置していたが、貸付はの表末について委託事項に何らの定めがなく、従って表示も行なわれず、貸付は設置の意図に乏しい。是正されたい。

(6) 農業近代化資金利子補給事業による資金の貸付承認後の借入状況等を事業主体について調査し補給条件に違反する相当件数について利子補給を打ち切っているが、これらのうち、38年7月1日に借入れた資金を旧債整理に充当したため、40年1月1日以降利子補給を打ち切っているものがあるが、当初から打ち切るべきものと認められる。検討し普及されたい。

(7) しいたけ栽培の協業化、組合経営の合理化を図るため、3事業主体の機械施設設置の事業費786千円に対し補助金260,800円を交付していたが、補助金の額の確定を行なわないで、39年3月12日精算表としていたことは適正でない。概算表の方法により処理すべきである。

(8) 群林増殖虫防除事業で、まっくい虫立木駆除(80a)まっくい虫伐採跡地整地(450a)の事業費190,049円に対し補助金145,649円を前記同様精算表により交付していたが、概算表とすべきである。また、伐採跡地の整地については、事業の全額が労務費で、その殆んどが自家労働であるが、労務費の単価について何らの定めも行なわれていない。主担当は労務費の単価、査定基準を設けることにつき検討の要がある。

(9) 団体営土地改良事業で、関金町佐野に施工したかんがい排水工事(事業費408千円)については、39年5月20日に予算割当内示を行ない、事業主体から6月22日付の補助金の交付申請が提出されているが、申請時点に該事業は既に完了している。内示前において補助事業は着手することは適当でない。補助金等適正化法の関係もあり、事業の指導に徹底を期されたい。

(10) 農地集団化事業(第1年度)(3事業主体の事業費233,120円、補助金186,200円)の実施に当り、補助金交付申請書には集団化の面積、事業費総額の記載のみで事業内容が不十分である。第1年度に行なうべき事業内容、経費の配分等を明確にした申請書とするよう事業主体を指導されたい。また、該事業の完了検査が完了届以前に執行されている処置は当を得ない。

(11) 経営合理化を推進するため、モザル林家8戸を連立し、個別経営計画の作成と実行を指導していたが、モザル林家に支払いされた貸金(1戸当たり3,600円)の算出基礎に明確を欠く面がある。主担当は支給方法について検討されたい。

5 財産について

(1) 旧羽合用水改良事業所(木造瓦葺平屋建85.12㎡)の建物のうち23.1㎡を監査日現在鳥取県農業共済共済組合連合会に使用許可(40.4.1~41.3.1)していたが、用途の中止されたものについては、規則の定めるところにしたがつて、所定の手続きを行なうべきである。

(2) 北条畑地かんがい受託事業により取得した物件の記録が無く、事業完了に伴うこれらの処理が不明である。主担当は取得物件の措置に遺憾のないよう配慮されたい。

米子地方農林課農圃 昭和40年8月9日~10日監査
監査委員 浜田 庄二
同 中田 玉平
同 岡谷 善高
同 新見 高修

1 予算執行について

39年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。

(1) 一般会計 収入

科目	目	額	定	額	収入	額	収入	未	償	額
使用料及び手数料		2,262,764		2,262,764						0
財産収入		21,616		21,616						0
寄附収入		1,008,100		1,008,100						0
雑収入		76,275		76,275						0
計		3,568,757		3,568,757						0

支出

科目	目	予算	合	理	額	支出	新	額	残	高
地	務	費	1,403,773		1,403,773					0
農	業	費	127,690,652		127,690,652					0
畜	産	費	13,040,343		13,040,343					0
畜	産	費	101,579,569		101,579,569					0

1 農林省	4,475,000	小規模農地改良7ha 農村作務機208台
2 農林部	11,000	農林省委託5ha、電氣導入5000 円等299ha、土壌改良507ha、ト クサ2台
3 農林部	4,475,000	農林省委託208ha
4 農林部	11,000	電氣導入5000円等299ha、 土壌改良507ha、トクサ2台
5 農林部	4,475,000	農林省委託208ha
6 農林部	11,000	電氣導入5000円等299ha、 土壌改良507ha、トクサ2台

(2) 特別会計
支出

科目	予算	実績	残高
1 農林省	4,475,000	4,475,000	0
2 農林部	11,000	11,000	0
3 農林部	4,475,000	4,475,000	0
4 農林部	11,000	11,000	0
5 農林部	4,475,000	4,475,000	0
6 農林部	11,000	11,000	0

2 39年度の主な事業は次のとおりである。
補助金関係

事業名	事業費	補助額	備	考
農林省委託事業 (内信)	47,300,000	31,956,000	区画整理6415ha トラクター4台	
" (名和)	21,224,000	13,892,000	農林省委託2ヶ所25.06ha 防除機 1台、スプレー1台、トラクター1台、 重共利農具1台	
農林省委託事業	16,797,449	12,164,424	農林省委託2ヶ所25.06ha 防除機 1台、スプレー1台、トラクター1台、 重共利農具1台	
農林省委託事業		4,637,025	天災融資申請利子補給	

1 農林省	4,475,000	小規模農地改良7ha 農村作務機208台
2 農林部	11,000	農林省委託5ha、電氣導入5000 円等299ha、土壌改良507ha、ト クサ2台
3 農林部	4,475,000	農林省委託208ha
4 農林部	11,000	電氣導入5000円等299ha、 土壌改良507ha、トクサ2台
5 農林部	4,475,000	農林省委託208ha
6 農林部	11,000	電氣導入5000円等299ha、 土壌改良507ha、トクサ2台

工事関係

事業名	工事費	備	考
中山事業	20,981,000	別荘地改良3ヶ所、なだれ防止1ヶ所、砂防 1ヶ所、保安林改良2ヶ所、紫雲山2ヶ所、 嵐山9ヶ所	
農林省委託事業 (造林)	4,717,100	一般農行52ha パルマ農林7.04ha	
" (保管)	4,855,000	下刈149.57ha 除草16.50ha 補助84.65ha 草 刈1,729.6m等	
農林省委託事業	3,933,000	(日吉津村) 水路162.8m	
農林省委託事業	47,750,000	(米子市) 区画整理649ha外	

3 経理出納について

(1) 鳥取県保良3名に対し報酬90千円(1日600円、1人30千円)を支給していたが、この種の支払に当っては所得税法の規定に注意された。
なお、報酬日割の決定が局において行なわれているが妥当でない。

決定は本庁で行なうよう主管当局は督促されたい。
(2) 農林省委託事業で、資金の支払に当り出役簿が不十分のものがあつた。作業日誌を作成し正確に処理されたい。
(3) 中瀬干米米子分室に係る物品管理事務は局長へ委任されているが、監査日現在、小型四輪貨物自動車1台(購入価格765千円)の盗難事故が発生しており、使用中の物品の保管に適切を欠く面が見受けられる。事故発生の原因を究明し、物品管理の適正を期されたい。
(4) 使用中の物品の管理事務は物品取扱主任が行なうこととなつていないが、監視及び農林改良普及所支所には物品取扱主任が配置されていない。また、貴重物品に係る物品の管理が農林改良普及所に委託されている。備品それぞれの領有者及び特徴、製造番号等を物品出納簿に記載し、管理の適正を期されたい。
(5) 物品のうち、オートバイ、自転車など相当件数のものが使用見込みのないまま保管されている。使用の見込みのない物品については「鳥取県物品事務取扱規則」の規定に従つて適切に処理し、また、国庫補助事業等で取得した物品で処分に当り、国の承認を必要とするものについては早期にその手続きを執られたい。

4 補助事業等の執行について

(1) 農林省委託事業で、名和町門前地区に事業費1,989千円で施工した製鋼共同防除施設一式並びに同町新度道地区に事業費1,069千円で施工した製鋼共同防除所(1棟131.04㎡)は、補助金交付申請書添付設計書にコンクリート工事、切土、の基礎準備費の作成がない。補助金の交付決定とも関連し、明確な基礎準備により設計書を作成させるとともに、設計書の審査は厳格を期されたい。

(2) 中山間地機械化実験集落設置事業で、米、麦栽培の機械化一貫作業体系を確立するため、施肥播種機6台、刈取機3台、全自動刈取機2台(購入経費413,800円)を物品事務取扱規則第22条に規定する事務手続き並びに同規則第23条に規定する知事の承認のないまま補助事業主体に貸付している措置は適正でない。規定する前手続きを行なわれない。
なお、貸付期間についても同規則第25条の規定に留意されたい。
(3) 天災融資利子補給事業で、10事業主体に対し、当初4,668,018円の補助金交付決定通知を行つた後、補助対象額及びその補助額の変更があるにもかかわらず、前補助金の変更交付申請書未提出、かつ、変更交付決定通知を行なわれないまま前記より異つた額の補助金4,635,025円を交付している処置は適正でない。
なお、検査結果通知が未発行である。早期に修正されたい。
(4) 田畑輪換促進事業(単項)に係る補助金の交付決定通知が年度末の3月27日で著しく遅延している。早期に交付決定を行ない、該事業の促進を図る配慮が必要である。
(5) れんげ原園圃事業に係る交付決定通知に補助条件が附されていないかつ、補助事業が適正化法]第7条1項に規定する事項等を補助条件に附すべしである。また、該交付決定通知が著しく遅延しているため、前記同様督促されたい。

(6) 開拓農協協合理化事業で、開拓農協合同事務所(2ヶ所)に対し補助金292千円を交付していたが、事業完了に伴う検査が実施されていない。補助事業にかかると検査を執行し、事業実績の確認を行なうべし。

までである。なお、該申請書には事業費の記載がなく、従つてその内容は不明なものであった。申請内容の審査は終止に期せられた。

17) 昭和三十二年農林部事業で、土壌改良資材(炭カルシウム55t、硝酸カルシウム25t、検定液14箱)の購入費に対し補助金2,222,364円(金庫補助)を交付していたが、現物の到着が遅れ(39年度8月26日～11月25日)使用が翌年に行つてゐるものがあり、資材の検査も組合の依頼、出稼案内などにより行なわれ、現物並びに使用の確認は行なわれていない。入札については翌の出荷時期と適合しないよう措置することが必要であり、使用実績を基にし事業の効率的執行に努められたい。

18) 林業振興の促進を図るため、事業費1,200千円に対し補助金800千円に交付し、林業機械(集材機1台、自動鋸2台、刈払機2台)を導入しているが、補助金等の交付台帳が作成されていない。補助金の交付決定当り、補助事業により取得した財産の処分が附されていることからして、台帳を備へて登記すべきである。

19) 県単治山事業で、大山町豊房に施工した工事(緩傾覆岸工延長11m、山腹傾覆工延長15m)の現地調査をしたところ、山腹傾覆部分にクラックを生じている箇所があつた。これは施工した施設の上段に個人が同面傾覆度の野面石積を行なつており、この圧力によることが一因と見料されるので、現状調査の要がある。なお、治山事業の施工により施設されたものは、「鳥取県治山事業施行規程」により該土地所有者に帰属し、県は土地所有者に施設の保護管理等5項目を義務付けているが、県が施行した施設に影響を及ぼす工作物を土地所有者が施工するおそれのある場合は、同規程第6条2項により書面で指示すべきものと思料されるので検討されたい。

18) 15年度昭和三十二年農林部事業で、電動機、発電機、ポンプ配管機、ソーラーポンプ等を整備しているが、補助金の交付は定通里に当り、事業主体が補助事業によつて取得したこれらの施設物件に係る財産の処分の制限に関する補助条件が附されていないかつた。補助金交付の目的、当該財産の耐用年数(大蔵省令50号昭和26.5.31)等を勘案して条件を附すべきである。

19) 農道整備事業(6事業主体、事業費14,670千円)に対する補助金4,428千円を年度内に農交交付できるにもかかわらず、年度経過後に(昭和40.5.27)農果払(交付)している処置は適正でない。農果払は必ず年度内に交付すべきものであるで留意されたい。

なお、検査結果通知並びに額の確定通知が発行であつたので早期に処理されたい。

20) 農道整備事業で、全兒町朝金地区に事業費2,110千円をもつて施工した農道(1,157m)の現地調査をしたところ、その切取設計において、普通土と粘土に区分設計すべきであると認められるのに、全切取土量(1,746.4m³)を粘土の歩掛で設計していた。また、徒江町福岡地区に施工した農道設計に当り、切取及び床掘土量に対する直接採用土の土量計算が誤算されていた。現地調査及び設計審査はさらに慎重を期されたい。

21) 大山町畑における農道整備事業(事業費2,375千円、補助金707,100円延長371.5m、幅員3m)の現地調査をしたところ、設計書、図面と相違する部分があり、これに対する変更手続も執られていない。これは該工事が遅延し年度内に完了せず、完成前に完成検査を行なつた後において調整工事との関係で変更の必要が生じたためと考えられ

る。早期着工、他工事との関連性、予算の繰越手続等に留意されたい。

19) 早瀬治山事業の工事入札に当り、他の工事札の委任状をもつて入札を行なわせている者、あるいは、予定価格に至らないため、再入札を行なわないで直に示談により随意契約しているもの等がある。入札並びに契約は厳正に行なわれたい。

20) 中山町羽田井における県行造林新植事業(10ha)の設計に当り、地でしらえ人夫を780人計上し、この現地輸送に要する自動車は60台(1台13人)を必要とするにもかかわらず、36台分(468人)しか見込まれておらず、312人の輸送方法が不明瞭であつた。

また、該事業に使用するパイプハウス1棟を県から送付を受けていたが、保管伝換の手続きが未了であつた。

鳥取地方農林振興局 昭和40年8月24日～25日監査

監査委員	浜	田	庄	二
	岡	中	田	平
	岡	小	谷	高
	岡	新	見	佐

1 予算執行について
39年度末における一般会計、特別会計の収支状況は次のとおりである。

(1) 一般会計
収入

科目	目	予算合算額	支出済額	残
料	使用料及手数料	1,101,540	1,101,540	0
	財 産 収 入	6,900	6,900	0
者	附 金	447,000	447,000	0
	加 入	407,749	407,749	0
計		1,963,189	1,963,189	0

支出

科目	目	予算合算額	支出済額	残
總	務 費	1,028,043	1,028,043	0
	農 業 費	96,267,489	96,267,489	0
者	産 業 費	6,663,019	6,663,019	0
	農 地 費	23,172,583	23,172,583	0
林	業 費	57,660,491	57,660,491	0
	業 費	18,419,090	18,419,090	0
災	害 復 旧 費	183,210,715	183,210,715	0
計		183,210,715	183,210,715	0

(2) 特別会計
支出

科目	目	予算合算額	支出済額	残
1	農林振興費	28,000	28,000	0
	貸付事業費	12,218,030	12,218,030	0
2	農林事業費	1,059,638	1,059,638	0
	造林事業費	6,150,116	6,150,116	0

貸付事業費
交付金等交付金
委員

2 39年度における主な事業は次のとおりである。
補助事業要領係

事業名	補助対象事業費	補助額	備考
農業近代化資金 利子補助事業	5,210,942	33,558,000	家畜管理所1棟108.18㎡、なし園造 地10.2ha、農道1,742m、貯水排水 5.8ha、トラクタ1台(12.5t) 果樹果樹1棟1,497.51㎡
農林青年かんがい 排水事業	5,538,000	2,215,000	かんがい排水3ヶ所19.753m
農道整備事業	6,477,000	1,943,000	甲農道2ヶ所2,295.5m
急傾斜崩壊対策 事業	10,035,000	4,515,000	農道3ヶ所21,324m
39年度災害復旧 林地事業	7,726,000	6,105,425	農地1ヶ所、水路9ヶ所、噴霧工5 ヶ所
補助造林事業	5,942,000	4,909,484	農地3ヶ所、水路1ヶ所
林道事業	28,610,166	11,443,264	造林面積454.99ha
	8,110,000	4,440,500	林道改良3ヶ所114m、山針葉樹林 道1ヶ所432m

1 市関係

事業名	工事員負費	備考
山形市 (一般府山)	43,579,837	新築地代田等の山置工、谷止工積戻155ヶ所
山形県 (山形府山)	1,470,878	山置工積戻工7ヶ所
山形県 (山形府山)	4,119,500	新築面積90.08ha
山形県 (山形府山)	4,517,600	運搬道500m改修、新築面積473.91ha等

3 経理出納について

(1) 歳入金の徴収で、納期限までに納付されていないもの、延滞書類の不十分なもの、債権の発生したもので所定手続きが執られていないものなどがある。規則の定めるところに従って適切に処理されたい。

なお、物品の売払いで買受人が代金を即納しない場合、買受人より何らの書面も徴されていないが、契約の履行を確保するため、請書その他の書面を徴するよう留意されたい。

(2) 調査測量に要した資金(開拓パイロット事業272,500円、林業技術普及事業28,950円造林及び保育事業72,200円)を支出していたが、その雇用記録がないため出役確認が不能なもの、または出役日と出面簿が相違し、その経理処置に適正でないものがある。雇用記録、野帳等を整備し、支出の根拠を明確にされたい。

4 補助事業の執行について

(1) 小規模本場改良事業(2事業主体の事業費1,513,305円、補助金758,300円、林地7ha、農機具1,400㎡)は年度内に完了検査を行なったこと

ととしているが、岩美町曹川に竣工した事業は、施肥、灌漑が遅延し40年4月28日完了している。また、利用施設は原則として事業完了の翌年度以降6ヶ年は管理するよう定めてあるが、これらの土地は共有地であり、土地使用についての定めが必要であるので、補助金交付決定までこの確認を行なうべきである。

なお、上記事業は補助金交付の内示前(内示39.7.2数字39.5.15)に着手されているが適当でない。主務当局は事業が適期に実施できるよう努められたい。

(2) 田畑輪換促進対策事業、果樹園経営改善業務設置事業、葉たばこ経営改善促進事業、サル施設事業等しき集積汚染対策事業、新しいまち防犯急防除事業、農業空中散布対策事業、野うさぎ捕獲奨励事業、非補助土地改良事業利子補給に係る補助金の交付決定通知の時期が著しく適期を失し、年度末近い時期に行なわれ、そのために交付決定前に事業着手しているもの、あるいは補助事業の完了後に交付決定しているもの等交付決定の措置が事後となり、形式的になつていく状況にあつた。補助事業の適正な運用を確保するため、早期に交付決定を行なうよう弾慮されたい。

なお、れんげ採集事業にかかる補助金交付決定に当り、補助条件が附されていない。少なくとも「補助金等適正化法」第7条に規定する補助条件を附すべきである。

(3) 果樹園経営改善業務設置事業で、浦水施設設置(岩美町太田地区)の事業費3,010千円に対する補助金830千円の交付決定通知には、補助金の交付対象及び範囲並びに適用制限、事業内容及び経費の配分変更手続き等、補助条件を附していない。交付決定通知に当つては、補助事

業の適正かつ効率的な執行を確保するため、該事業に適合した補助条件を附すべきである。

なお、該事業の現地調査を行なつたところ、事業主体の指名競争入札に当り、当該建設の設計をした業者の代表者が同じく代表者となつている他の業者を入札に指名していた。予定価格は設計書等によつてほぼ推定されるものであり、予定価格の秘密性からして、設計関係者を指名競争入札に参加させることは入札執行上障害を伴うので、この点事業主体の指導に十分留意をされたい。

(4) のうさぎ捕獲奨励事業の補助金交付事務が適正でないことは入園地方農林事務所等の項で述べたと同様であるので留意されたい。

(5) 保安林の保護監視を市町村に委託し、委託料176千円支出しているが、委託書の支出内容は、人件費、旅費の外に、市町村によつては食糧費などに支出されているものがある。経費の支出内容に制限を設けることにつき検討の要がある。

5 財産について

(1) 鳥取家畜保健衛生所に、昭和36年に建設された家畜衛生試験室33㎡は、越前富田の公有財産台帳に未登録となつていいる。関係当局は早期に所定の手続きを執り、管理に遺憾のないようされたい。

各局共通の事項

1 経理出納について

(1) 林業改良指導員に対する農林漁業改良普及手当は「農林漁業改良普及手当の支給に関する規則」第4条第1項の規定により、普及費以外のものに従事した日数が、その月の勤務を要する日数の2分の1を

こえる場合には支給しないこととなっているが、支給されたものの勤務内容を精査すると、これらの日数が勤務を費する日数の合計の半以上となつていたり認められるものが見受けられた。勤務態様を検討するとともに、該手当の適正支給に留意されたい。

なお、普及活動の状況を普及員手帳等に詳細に記録整備させることに配慮されたい。

(2) 県有林保育事業費より県有林管理人に対して報酬を支給しているが、管理人が会議に出席した日数はほとんど報酬支給の対象外としている事は妥当でない。支給するようにされたい。

2 補助事業の執行について

(1) 近米、農業構造改善事業、農山漁村相和対策事業、その他において、建築物等補助物に対して補助を行なう事例が多いが、これらの設計指導、設計書の審査、工事の検査を行い得る技術者は局に配置されていない。従つて補助事業者より提出の設計書をそのまま認めて補助決定しているものが多く、監査委員の実地監査に当つて不備な点が目立つている。建築主管課の技術援助を制度化することにつき配慮されたい。

(2) 耕地災害復旧事業の超越工事の執行を承認し工事が完了した場合、翌年度以降において事業者主体から提出する補助金交付申請書に、超越工事承認の際に既に提出済の事業計画書、全体計画の監査書を更に添付させているが、この取扱いを防止し事務の簡素化を図ることにつき県当局は検討されたい。

(3) 多くの局において、災害復旧耕地事業施設工事承認の際、当該年度事業財源に県補助金を計上しているものを無条件で認めているが、地方自治法第214条との関係において検討の要がある。

なお、超越工事承認申請に対する承認手続きが遅延するため、承認前に工事着手、又は完成しているものがある。事務処理が形式的にならぬよう関係当局は事務処理を迅速にされたい。

(4) 林産物製菓事業、緊急制作物産物産物製菓事業、干貨急凍対策事業等補助事業により、補助事業者が取得した施設設備についての記録管理が十分でない。設置した施設等は知分の制限を受けることからして、台帳に記載し事業完了後における管理指導に配慮されたい。

(5) 造林補助事業の検査は、造林面積、植林本数等の現地調査にとどまり、事後検査は行なわれていない。造林補助事業費の査定は原則として標準経費によるが、市町村等の公営造林については実行経費が標準経費に満たない場合は実行経費によることとなつていことからして、事後検査を実施する要が認められる。

(6) 39年度干害応急対策事業は、耕地の干害に対し39年4月1日から同年9月30日までの間に応急的対策を講じたものを補助対象としており、従つて補助金交付申請書は実績に基づいたものであるが、補助金の交付要領で実績報告書を別途提出させることとしている。今後この種の補助に当つては取換した事務処理とならぬよう主管当局は補助規定の制定に留意すべきである。

3 補助事業の検査業務について

(1) 各局補助事業に係る検査記録が不十分なものが相違に見受けられる。検査員台帳及び同付調査書を十分に活用して、特記事項等でも得る限り詳細に記録する要がある。

(2) 農林土木(補助)事業の検査の結果工事の手續しを指示する場合、殆んど口頭指示によつていいるが、「鳥取県農林土木工事検査(要領)」の

規定に従い文書により施行者(事業者)に指示して精査を徴し、指示事項に対する責任の所在を明らかにされたい。

(3) 耕地災害復旧事業の工事経費、事務経費の検査に当り、事業の施工期間には関係なく、工事終了後において支出負担行為を行なつたものについても当該年度中であれば補助対象額として認めているが、この取扱いには検討を要する。

(4) 地籍調査補助事業の検査執行を本庁主管課が行なつていいるが、「地方農林振興局長事務委任等に関する規則」に基づき通達(昭和37.9.21)により、この検査権限は振興局長に委任されているので留意されたい。該検査執行(技術)に当り、もし要すれば、振興局長より本庁に検査員の任命を依頼して実施すべきである。(鳥取、米子、倉吉)

なお、検査結果通知が行なわれていないので早期に通知されたい。(米子)

(5) 「鳥取県農林土木工事検査規程」によつて本庁検査課が検査を執行していいる農業構造改善事業、林道開設事業、農道整備及び土地改良事業等の検査結果通知(鳥取県補助金等交付規則第16条の規定によるもの)を殆どは知事名で本庁から直接補助事業者主体に行なつていいるが、なかには、本庁からの検査結果通知は局に保管し、別途局より補助事業者主体へ通知している例もある(日野、小規模単地改良事業)。これらの補助事業は「地方農林振興局長事務委任等に関する規則」により、振興局長が委任を受けて補助金交付決定をしていいるものであるので一連の事務の流れとして、検査結果通知は振興局長を通じて行なうように統一することが適当と考えられる。なお、同一市町村が実施する農業構造改善事業の検査結果通知を事業種目毎に別々に行なつて

いいるが、上記と関連して一本化した通知を行なうことが適当である。

4 委託事業の執行について

樹計画密植栽培施設設置委託事業、なだね生産改善特異樹栽培施設設置委託事業、わさび育苗圃、飼料作物農務圃、ピーマン技術指導圃等委託事業、または耕地高度利用試験委託等の実施に当つて次の点に留意されたい。

(1) 委託設計(計画)が作成されておらず、従つて委託内容が委託者に明示されていないものが多いこと。

(2) 委託期間を同一的に4月1日から翌年の3月31日までとし、作期等が考慮されていないものがあること。

(3) 調査補償等特約事項について約定すること。

(4) 委託事業により生産者又は取得した物件の帰属権を明定すること。

(5) 委託事業による生産物を受託者が販売する場合、必要に応じての価格決定について約定すること。

(6) 事業実績の確認に努めること。

5 農業土木事業に属する県の補助について

土地改良事業等を行なうものに対し、局が現地調査及び測量設計を行なつて援助していいるが、「土地改良事業奨励規程」第3条及び第7条に規定する補助申請書の提出は皆無である。地方公務員法(第55条)の關係もあり、正当な手続きの彼援助を行なうべきである。

なお、上記技術援助の在り方は、外郭的団体である県土地改良事業団体連合会との關係において不合理的な面を生じていいるので、主管局において根本的に検討審議されたい。

6 治山事業の執行について

(1) 治山事業の執行により確保された工作物、植木等は、鳥取県治山事業執行規則の定めるところにより、その土地の所有者に帰属するが、引渡しについては何らの手続きも行われていない。鳥取県は該工作物の管理を土地所有者に委託している関係からして、上記引渡を高価により行なうよう検討された。(各府)

なお、39年度に施工したものの管理で注意を要するものが現地監督で認められた。(鳥取、米子)

(2) 小規模治山事業の中には設計費額があまりにも簡明で、床敷、切取の上原計算設計類の基礎の不明なものがあつた。積算の基礎を明確にするよう留意されたい。(八頭、鳥取)

7 木村業者及び製材業者の登録について
これらの業務を鳥取、米子、倉吉各振興局の例で見ると、39年度中の更新登録件数(鳥取122件、米子148件、倉吉153件)中有効期間を3ヶ月経過した7月以降において更新登録をしたものが、鳥取12件、米子99件、倉吉57件もあり、これらの中には、10月以降において更新登録を認めたものが鳥取2件、米子69件、倉吉52件に及んでいる。このほかに無登録業者も認められ、登録業者は適正に処理されていない。条例で定める期日までに事務処理を行なうよう格段の配慮をされたい。

8 林業普及活動について
このことについては38年度定期監査で指摘したところであるが、なお、助成計画及び活動実施計画に基づく指導経過記録、問題事例の分析整理が十分でなく、とくに個別経営計画樹立後の林家指導は希薄で、かつ其及風の活動記録が未整理の状況にあつた。

7 木村業者及び製材業者の登録について
これらの業務を鳥取、米子、倉吉各振興局の例で見ると、39年度中の更新登録件数(鳥取122件、米子148件、倉吉153件)中有効期間を3ヶ月経過した7月以降において更新登録をしたものが、鳥取12件、米子99件、倉吉57件もあり、これらの中には、10月以降において更新登録を認めたものが鳥取2件、米子69件、倉吉52件に及んでいる。このほかに無登録業者も認められ、登録業者は適正に処理されていない。条例で定める期日までに事務処理を行なうよう格段の配慮をされたい。

8 林業普及活動について
このことについては38年度定期監査で指摘したところであるが、なお、助成計画及び活動実施計画に基づく指導経過記録、問題事例の分析整理が十分でなく、とくに個別経営計画樹立後の林家指導は希薄で、かつ其及風の活動記録が未整理の状況にあつた。

9 物品の管理について

八頭及び日野地方製材振興局の食糧購入向けの限有物品は、食糧に含めて一括それぞれ個人及び職員組合西部支庁日野分会に使用許可しているが、これらの品目、数量等が使用許可書に明示されていない。食糧の使用期間は長期にわたるので、固定物以外の移動可能な物品類は、食糧の使用許可とは切り離し、「限有物品事務取扱規則」の規定を適用して貸付し、管理の万全を図られたい。

西 部 県 税 事 務 所 昭和三十九年9月16日 監査
監査委員 浜田 庄 二平
同 中 田 玉 修
東 部 県 税 事 務 所 昭和三十九年9月20日 監査
監査委員 浜田 庄 二平
同 中 田 玉 修
中 部 県 税 事 務 所 昭和三十九年9月24日 監査
監査委員 浜田 庄 二平
同 中 田 玉 修
同 新 見 修

限下の県税事務所の昭和39年度にかかる定期監査を執行した結果は、次のとおりであり、各所とも賦課徴収等税務行政全般にわたって、相当努力されておられ、おおむね良好と認められた。しかしながら、その細部の事務については留意改善を要する事項が認められるので、さらに一層の努力をされるよう望む。

1 予算執行について
昭和39年度にかかる収支の状況は次のとおりである。

(単位 円)

科目		所別	額	収入	不	欠	繰	入	繰
					備	損	上	入	考
					蓄	積	取	入	考
					積	積	取	入	考
					積	積	取	入	考
					積	積	取	入	考
利 用 費	東部	807,073,199	799,012,962	949,454	7,110,801	340			
	中部	320,428,133	316,663,841	157,546	3,607,086				
	西部	700,827,245	683,022,082	720,310,16	586,454	1,601			
計		1,827,828,577	1,798,698,885	1,827,292,27	504,341	1,941			
使 用 料 及 び 手 数 料	東部	250	250	0	0	0			
	中部	2,200	2,200	0	0	0			
	西部	58,480	58,480	0	0	0			
計		60,930	60,930	0	0	0			
財 産 収 入	東部	2,500	2,500	0	0	0			
	中部	115,427	115,427	0	0	0			
	西部	225,855	225,855	0	0	0			
計		343,782	343,782	0	0	0			
歳 収 入	東部	13,859,032	8,574,494	10,857	5,283,681				
	中部	4,056,201	3,707,582	6,110	342,509				
	西部	7,589,204	6,919,927	100,291	568,986				
計	25,514,437	19,202,003	117,258	6,195,176					
東部	820,944,981	807,590,206	960,253	12,394,482					

(2) 支出 (単位 円)

科目	所別	予 算 令 連 続		備 考
		予 算 令 連 続	支 出 済 額	
総務管理費	東部	3,576,606	3,576,606	
	中部	3,993,702	3,993,702	
	西部	3,710,497	3,710,497	
計		11,280,805	11,280,805	
費	東部	60,091,937	60,091,937	
	中部	32,372,780	32,372,780	
	西部	52,402,732	52,402,732	
計		144,867,449	144,867,449	
合 計	東部	63,668,543	63,668,543	
	中部	36,366,482	36,366,482	
	西部	56,113,229	56,113,229	
計		156,148,254	156,148,254	
(特別会計) 用品調達事業費	東部	0	0	
	中部	10,000	10,000	
	西部	10,000	10,000	
計		20,000	20,000	

2 賦課徴収状況について

(1) 課税状況

各所別の課税状況は次表のとおりであり、前年度に比し、税額で7,011,252円(東部125,371,333円、中部43,444,703円、西部135,195,

215円)増加(増加率20.2%)している。
なお、このうち現年課税分は20.8%増となり、滞納繰越分は12.3%減となっている。

各 所 別 の 課 税 状 況 調 査

所 別 年 度 別	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分		計	
	金 額	増 減 比	金 額	増 減 比	金 額	増 減 比
東 部	38 675,501,349 円	99.1%	38 6,420,517 円	0.9%	38 681,701,866 円	100.0%
中 部	39 800,510,578 円	99.2%	39 4,542,421 円	0.8%	39 807,073,199 円	100.0%
西 部	38 125,239,229 円	(課率%)	38 162,104 円	(102.5%)	38 125,371,333 円	(118.4%)
中 部	38 273,949,339 円	98.9%	38 5,034,071 円	1.1%	38 276,983,430 円	100.0%
西 部	39 317,510,006 円	99.1%	39 2,918,127 円	0.9%	39 320,428,133 円	100.0%
中 部	38 43,560,647 円	(課率%)	38 115,944 円	(96.2%)	38 43,444,703 円	(115.7%)
西 部	38 543,678,401 円	96.7%	38 18,453,628 円	3.3%	38 562,132,029 円	100.0%
西 部	39 685,345,735 円	97.9%	39 14,982,010 円	2.1%	39 700,327,245 円	100.0%
西 部	38 141,666,834 円	(課率%)	38 5,471,618 円	(81.2%)	38 138,195,216 円	(124.6%)
西 部	38 1,492,929,109 円	98.2%	38 27,688,216 円	1.8%	38 1,520,617,325 円	100.0%
西 部	39 1,803,365,819 円	98.7%	39 24,462,758 円	1.3%	39 1,827,828,577 円	100.0%
合 計	38 310,436,710 円		38 3,425,456 円		38 307,011,252 円	

(課率%)	(120.8)	(87.7)	(120.2)
-------	---------	--------	---------

(2) 徴収状況

各所別の徴収状況は次表のとおりであり、前年度に比して総額で304,980,269円(東部125,067,992円、中部43,043,914円、西部135,868,

363円)増加(増加率20.4%)している。
このうち現年課税分は、20.8%と課税増率と同様のノビ率を示し、滞納繰越分は23.5%の減で、課税減率に比し11.2%の減となっている。

各 所 別 の 徴 収 状 況 調 査

所 別 年 度 別	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分		計	
	金 額	増 減 比	金 額	増 減 比	金 額	増 減 比
東 部	38 671,787,761 円	99.7%	38 2,157,209 円	0.3%	38 673,944,970 円	100.0%
東 部	39 796,508,594 円	99.7%	39 2,504,368 円	0.3%	39 799,012,962 円	100.0%
東 部	38 124,720,833 円	(課率%)	38 347,159 円	(116.1%)	38 125,067,992 円	(118.6%)
中 部	38 272,608,622 円	99.6%	38 1,011,305 円	0.4%	38 273,619,927 円	100.0%
中 部	39 315,395,326 円	99.6%	39 1,268,515 円	0.4%	39 316,663,841 円	100.0%
中 部	38 42,786,704 円	(課率%)	38 257,210 円	(125.4%)	38 43,043,914 円	(115.7%)
西 部	38 536,515,687 円	98.2%	38 9,338,032 円	1.8%	38 545,153,719 円	100.0%
西 部	39 677,002,547 円	99.1%	39 6,019,535 円	0.9%	39 683,022,082 円	100.0%
西 部	38 140,486,860 円	(課率%)	38 3,618,497 円	(62.5%)	38 136,868,363 円	(125.1%)

合計	昭和三十二年	昭和三十一年	昭和三十年	昭和二十九年	昭和二十八年
合計	1,591,947,072	1,438,537,416	1,271,712,416	1,095,629,083	1,000,000,000
平均	1,591,947,072	1,438,537,416	1,271,712,416	1,095,629,083	1,000,000,000
平均	1,591,947,072	1,438,537,416	1,271,712,416	1,095,629,083	1,000,000,000
平均	1,591,947,072	1,438,537,416	1,271,712,416	1,095,629,083	1,000,000,000

収納状況について
 個人の県民税を除く各税目別の課税額に対する納期内及び納期後の収納率は次表(1)のとおり納期内は50.3%で前年度に比し4.8%低下し、納期後は48.1%で前年度に比し4.2%増加している。

また、個人の県民税の状況は、次表(2)のとおりで、市町村から県に払い込まれる法定期日(翌月10日)までの収納率は27.0%、法定期日後のものは67.1%、合計94.1%で、前年度に比し0.4%向上しているが他の税目に比し低率である。

(1) 収納率の状況

区分	納期内収納率				納期後収納率				合計			
	東	中	西	計	東	中	西	計	東	中	西	計
普通	55.5	57.2	61.1	57.9	43.3	41.4	36.0	40.2	98.8	98.6	97.1	98.1
県民	66.3	54.1	63.0	63.7	35.6	45.1	36.4	36.0	99.9	99.2	99.4	99.7
法人	66.3	54.1	63.0	63.7	35.6	45.1	36.4	36.0	99.9	99.2	99.4	99.7
事業	65.7	52.1	58.8	62.1	34.2	47.0	40.0	37.4	99.9	99.1	98.8	99.5
法人	66.2	50.7	58.3	62.3	33.7	48.5	40.6	37.3	99.9	99.2	98.9	99.4
個人	60.9	58.5	61.1	60.6	38.5	40.3	37.2	38.2	99.4	98.8	98.3	98.9
不動産取得	46.6	34.2	74.3	59.0	53.0	65.5	24.3	40.1	99.6	99.7	98.6	99.1
債権譲取	73.0	49.5	86.3	76.1	26.4	49.2	12.8	23.0	99.4	98.8	99.1	99.1
料用	61.9	56.4	45.9	53.7	37.4	42.6	51.1	44.6	99.3	99.0	97.0	98.3
料用	44.2	44.4	44.6	44.4	55.7	55.0	53.2	54.6	99.9	99.4	97.9	99.0
自動車	44.2	44.4	44.6	44.4	55.7	55.0	53.2	54.6	99.9	99.4	97.9	99.0
区	70.1	65.7	35.8	62.5	19.6	26.9	14.2	21.3	89.7	92.6	50.0	85.8

(単位 %)

区分	納期内収納率				納期後収納率				合計			
	東	中	西	計	東	中	西	計	東	中	西	計
普通	83.3	80.0	20.0	62.5	16.7	20.0	80.0	37.5	100.0	100.0	100.0	100.0
県民	6.9	14.1	5.4	7.6	93.1	85.9	94.6	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0
法人	6.9	14.1	5.4	7.6	93.1	85.9	94.6	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0
事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得	48.6	50.5	52.2	50.3	50.4	48.3	45.3	48.1	99.0	98.8	97.5	98.4
債権譲取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区	60.7	54.5	48.3	55.1	38.9	44.7	49.8	43.9	99.6	99.2	98.1	99.0

(2) 個人県民税収納状況 (金額単位 円)

区分	納期内収納率				納期後収納率				合計			
	東	中	西	計	東	中	西	計	東	中	西	計
普通	115,892,265	48,577,510	114,939,430	279,209,205	112,331,394	47,433,782	110,647,084	270,412,260	71,396	15,196	84,296	67,196
県民	5,373,474	1,309,983	7,027,226	13,710,683	2,360,012	639,191	2,375,549	5,394,752	2,360,012	639,191	2,375,549	5,394,752
法人	5,373,474	1,309,983	7,027,226	13,710,683	2,360,012	639,191	2,375,549	5,394,752	2,360,012	639,191	2,375,549	5,394,752
事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得	121,265,741	49,687,493	121,966,656	272,919,890	114,691,396	48,092,973	113,022,633	275,807,002	94,696	96,896	92,796	94,196
債権譲取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区	121,265,741	49,687,493	121,966,656	272,919,890	114,691,396	48,092,973	113,022,633	275,807,002	94,696	96,896	92,796	94,196

4 滞納賦税の整理について
 滞納賦税分の整理は前年度に比し、各所とも同一努力がなされているが、収入率は前年度に比し、前年度に比し0.7%低下している。

滞納賦税の整理状況 (単位:円)

所 別	滞 納 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収 入 率
					39年度 38年度
東 電	4,422,621	2,504,568	785,666	3,224,567	38.2 35.7
中 電	2,518,127	1,268,515	153,496	1,496,116	43.5 33.3
西 電	14,782,010	6,019,535	716,260	8,245,215	40.2 52.2
計	24,462,758	9,792,618	1,655,442	13,016,898	40.0 45.9

5 収入未済額の整理について
 県税の収入未済額は、27,504千余円で、前年度に比し2,388千余円の増加となっている。このうち個人県民税は16,598千余円で全体の60.8%を占めており、県税事務所で直接取り扱っているものは39.2%、10,705千余円である。
 個人の県民税を除く収入未済額の内容は、財産差押をしているものが17.5%、換面猶予をしているものが14.5%、滞納処分を停止しているものが18.9%、徴収猶予をしているものが19.8%、その他処分が3.1%で、未整理のものが26.4%となっている。

収入未済額の整理状況 (単位:円)

区 分	東 電	中 電	西 電	計	構成比
収 入 未 済 額	278,397	294,063	1,505,172	1,877,632	17.5
滞 納 額	21,912	—	1,504,763	1,526,675	14.5
滞 納 額 分 停 止 額	447,892	522,923	1,047,166	2,027,981	18.9
徴 収 未 済 額	42,000	520,000	1,558,400	2,120,400	19.8
徴 収 未 済 額 中	18,800	61,400	138,250	218,490	2.0
交 付 要 求 額	—	9,600	33,690	43,370	0.4
滞 納 額 分 停 止 額 中	—	41,200	—	41,200	0.4
分 納 留 付 額	7,570	20,000	—	27,570	0.3
滞 留 未 済 額	540	543,654	2,377,899	2,822,093	26.4
小 計	816,911	2,023,220	7,865,265	10,705,396	100.0
個人県民税分	6,293,890	1,583,866	8,721,189	16,598,945	
計	7,110,801	3,607,086	16,586,454	27,304,341	

6 課税収入の状況について
 各県税事務所ごとの税目別課税収入の状況は次表のとおりである。

税目別課税収入一覽表 (単位:円)

税 目	東 電	中 電	西 電	計
個人県民税	30,671,890	13,189,080	29,160,165	73,021,135
法人県民税	36,334,170	12,513,180	30,100,040	78,947,390
個人事業税	5,662,280	675,900	939,875	5,926,255
不 動 産 税	23,022,430	14,767,020	20,599,450	58,388,900
地 方 公 道 費 税	25,683,350	15,141,510	44,639,670	85,464,530
雑 費 税	2,712,840	355,730	23,940,430	27,009,000
個人事業税	23,022,430	14,767,020	20,599,450	58,388,900
法人事業税	36,334,170	12,513,180	30,100,040	78,947,390
個人県民税	5,662,280	675,900	939,875	5,926,255
不 動 産 税	23,022,430	14,767,020	20,599,450	58,388,900
地 方 公 道 費 税	25,683,350	15,141,510	44,639,670	85,464,530
雑 費 税	2,712,840	355,730	23,940,430	27,009,000
個人事業税	4,621,168	2,083,211	6,197,319	12,901,698
法人事業税	5,767,755	2,655,039	8,806,505	17,229,299
個人県民税	1,146,587	571,828	2,609,186	4,327,601
不 動 産 税	4,621,168	2,069,704	6,197,319	12,888,191
地 方 公 道 費 税	5,767,755	2,655,039	8,806,505	17,229,299
雑 費 税	1,143,571	985,335	2,609,186	4,338,092
個人事業税	71,738,694	71,807,934	100,311,075	243,857,699
法人事業税	83,728,697	88,735,270	116,070,700	288,534,734
個人県民税	11,990,013	16,727,334	15,759,694	44,477,041
不 動 産 税	71,690,068	71,550,010	98,594,226	241,834,304

税 目	東 電	中 電	西 電	計
個人県民税	44,490,900	10,294,060	29,971,960	84,756,920
法人県民税	47,890,390	10,692,490	33,934,540	92,517,420
個人事業税	5,399,490	398,430	3,962,580	7,760,500
不 動 産 税	44,484,930	10,276,630	29,809,231	84,570,791
地 方 公 道 費 税	47,850,370	10,617,600	33,753,361	92,231,331
雑 費 税	3,375,440	340,970	3,944,130	7,660,540
個人県民税	88,701,267	38,329,030	87,594,880	214,615,177
法人県民税	115,892,265	48,377,510	114,939,430	279,209,205
個人事業税	27,190,998	10,048,480	27,354,550	64,594,028
不 動 産 税	85,471,975	37,479,706	83,982,337	206,934,018
地 方 公 道 費 税	112,331,384	47,433,782	110,647,084	270,412,250
雑 費 税	26,913,409	9,954,076	26,664,707	63,532,192
個人事業税	286,878,670	56,293,180	124,635,350	468,807,200
法人事業税	314,298,510	56,023,240	144,705,930	515,027,680
個人県民税	27,419,840	269,940	19,850,380	47,539,160
不 動 産 税	286,861,270	56,205,690	123,733,265	466,800,225
地 方 公 道 費 税	314,172,330	55,563,900	143,299,680	513,035,910
雑 費 税	27,311,030	641,790	19,566,415	47,519,235
個人事業税	30,775,060	13,204,920	29,286,820	73,266,800
法人事業税	36,360,060	12,520,680	30,344,630	79,225,370

収入	38		39		増減
	収入	増減	収入	増減	
自動車税	42,521,090	25,711,749	41,724,010	109,687,643	38
	54,179,550	31,076,519	54,598,150	178,784,741	39
増減	11,656,040	5,964,770	11,527,140	29,190,570	
収入	42,518,910	25,280,090	41,510,467	109,309,467	38
	54,148,950	31,165,220	52,690,530	138,224,703	39
増減	11,650,040	5,885,130	11,380,063	28,915,233	
収入	2,538,980	1,915,300	667,760	5,122,043	38
	2,520,760	1,982,590	667,090	5,170,443	39
増減	18,220	67,290	670	48,400	
収入	2,537,280	1,866,490	596,200	4,999,970	38
	2,520,220	1,930,320	504,690	4,955,250	39
増減	17,060	63,850	91,510	44,720	
収入	4,000	5,600	0	9,600	38
	4,800	4,000	4,000	12,800	39
増減	800	1,600	4,000	3,200	
収入	4,000	5,600	0	9,600	38
	4,800	4,000	4,000	12,800	39
増減	800	1,600	4,000	3,200	

収入	38		39		増減
	収入	増減	収入	増減	
固定資産税	77,957,840	59,918,632	77,791,097	197,667,539	38
	114,101,661	50,101,167	111,529,721	275,732,149	39
増減	42,143,421	10,182,565	33,738,624	78,064,610	
収入	77,957,840	59,918,632	77,791,097	197,667,539	38
	114,101,661	50,101,167	111,529,721	275,732,149	39
増減	42,143,421	10,182,565	33,738,624	78,064,610	
収入	24,551,890	24,551,890	24,551,890	24,551,890	38
	26,394,800	26,394,800	26,394,800	26,394,800	39
増減	1,842,910	1,842,910	1,842,910	1,842,910	
収入	24,551,890	24,551,890	24,551,890	24,551,890	38
	26,394,800	26,394,800	26,394,800	26,394,800	39
増減	1,842,910	1,842,910	1,842,910	1,842,910	
収入	6,400,517	3,034,071	18,453,628	27,888,216	38
	6,562,621	2,918,127	14,982,010	24,462,758	39
増減	162,104	115,944	3,471,618	3,425,458	
収入	2,157,209	1,011,305	9,638,632	12,806,546	38
	2,504,368	1,268,515	6,019,535	9,792,418	39
増減	347,159	257,210	3,618,497	3,014,128	
収入	681,701,866	276,983,430	562,132,029	1,520,917,325	38
	807,073,199	320,428,133	700,327,245	1,827,828,577	39
増減	125,371,333	43,444,703	138,195,216	307,011,252	

収入	38		39		増減
	収入	増減	収入	増減	
収入	673,944,970	273,619,927	546,153,719	1,493,718,616	38
	799,012,962	316,663,841	683,022,082	1,798,698,885	39
増減	125,067,992	43,042,914	136,868,363	304,980,269	

7 留意事項

(1) 個人県民税にかかると市町村よりの賦課徴収状況報告及び滞納状況報告が遅延がちである。また、この徴収金の払込についても、地方税法第42条の規定により納入のあつた月の翌月10日までには納入に払い込むことになつているにもかかわらず、この収納状況は前述したとおり、法定納期内のもは27%にすぎず、特に西部地域の市町村については、納入より受領しているにもかかわらず県への払込みが2-3月も遅れている現状である。

これは違法行為であり、また県の資金開始の面よりして、このようなくことのないよう市町村の指導を強力に推進する必要がある。

(2) 料徴収食等消費税及び軽油引取税等の実態調査については、相当努力されているが、従事職員の数、事務量の関係もあり、なお、十分ではない。さらに団数を増加し、かつ早期に実施する必要がある。

(3) 収入未済額については前述したとおり、市町村が賦課徴収する個人の県民税が未収額の60.8%を占めている実態であるので、市町村に対し滞納整理方を強く要請されたい。また、県税事務所徴収費分のうち、整理未済額は26.4%を占めており、前年度に比し1,586千円増加(増加率128%)してゐる。これが整理につき一層の努力をする必要がある。(中、四略)

(4) 前年度指摘した西部県税事務所管内における特定団体に関連した未

収金の処理は、関係当局の努力により整理、換領手等の処理がとられ、40年度中に完納整理される見込になつてはいたが、これが履行方針につき、なお一層努力されたい。

(5) 財政の管理等について

7 西部総合事務所庁舎の管理は、西部県税事務所が分掌しており、庁舎敷地の民家による破込みについては従来の監査で指摘したところであるが、なお未解決であるのでさらに努力されたい。

4 東部県税事務所庁舎は借上げ建物であるが、キッチン内廊下部等が腐蝕し危険が感ぜられるので配管の要がある。

財団法人 鳥取県福祉事業団 昭和40年7月12日監査

監査委員	浜田庄二	中田玉平	小谷高修	新見
同	同	同	同	同

1 昭和39年度中の主要事業の実施状況

(1) 勤労者休養施設(浜野荘)建設事業
前年度に引続き、羽合町上段地区県より1,269坪の敷地の無償貸付をうけて建設し、当年度に45,320,000円の工事費、備品費等を支払つている。

施設の概要は、別表のとおりである。

(2) 商店従業員福祉センター建設事業

前年度に於て計画していた商店従業員福祉センターは、敷地等の関

係で工が遅れていたが、当年度に於てこれが話し合いがつき、鳥取市若狭街道商店街振興組合より42坪の敷地の床賃貸付をうけて建設し、22,309,871円の工事費、備品費、委託料等を支出している。

(3) 勤労者住宅建設事業

境港市認可に建設予定の勤労者住宅は、年金福祉事業団からの融資が決定し、監査日現在設計等建設準備中であつた。建設の概費は別表のとおりである。

(4) 事業の運営

(A) 休業施設及び商店従業員福祉センターの完成に伴い、10月、11月よりそれぞれ運営を開始している。

(B) 昭和39年8月、県立施設(大山観光会館及びしかの和泉荘)の管理運営を県より受託し、振當にあつては、次のとおりである。

8月以降、当年度における利用状況等は、次のとおりである。なお、県との契約に従い、管理運営費は全額県より交付を受け、収入は全額県に納付しているので、差引、大山観光会館で4,788,585円、しかの和泉荘で563,359円を県に納入したこととなる。

区分	大山観光会館	しかの和泉荘
職員数	17人	7人
職員日数	243日	233日
収容定員	76人	60人
収容可能人員	18,468	13,980
利用人員	5,732	1,595

科目	金額	対前年増減	対前年増減率
収容定員	150人	77人	51.3%
収容可能人員	43,048	17,941	41.7%
利用人員	5,447	5,437	100.0%
利用率	10.4%	39.3%	378.8%
収容定員	128人	77人	60.2%
収容可能人員	31,104	17,941	57.7%
利用人員	4,758	8,095	171.3%
利用率	15.3%	45.1%	294.7%
特設和室宿泊	収容定員 60人	22人	36.7%
	収容可能人員 14,580	5,126	35.2%
	利用人員 5,398	-	-
	利用率 36.3%	-	-
収入	使用料 6,110,204円	925,055円	15.1%
	借入金 401,877	49,748	12.4%
	貸付金 13,168,504	3,113,556	23.7%
合計	19,680,585	4,087,359	20.8%
管理運営費	16,201,502	3,524,000	21.7%
差引	4,788,585	563,359	11.8%

(注) 1 「宿泊」欄には、特設和室を除く。

区分	収入	必要経費	差引県納付金
大山観光会館	3,882,253円	3,027,448円	854,805円
しかの和泉荘	350,113円	273,035円	77,078円

2 休憩・会議、特設和室宿泊の収容定員は、2棟に1人として算定したものである。
また、国施設における物品販売業務の当年度の状況は次のとおりである。

施設の内容

区分	勤労者休業施設	商店従業員福祉センター	勤労者住宅
施設名	東山町聯合町上段	鳥取市寺町	境港市徳町
収容人員	100人	46人	54世帯
構造・規模	1,269坪 鉄筋コンクリート3階 554坪 24,大広間, 洗面室,トイレ, 洗面,更衣	142坪 鉄筋コンクリート3階 258坪 27,全室洋室, 洗面室,トイレ, 洗面,更衣	2,000坪 鉄筋コンクリート3階 810坪 1戸当り15坪, 18戸×3棟
備考	昭和39年9月完成 工事費67,555千円 (38年度分22,055) (39年度分45,500)	昭和39年10月完成 工事費28,310千円 (39年度分28,310)	現在建築準備中 計画工事費 71,581千円

2 経理状況

本事業団における経理は、本部を一般会計として、官庁会計及び企業会計方式の2本建て実施しており、各施設はそれぞれ特別会計として企

業会計方式により独立採算で実施し、県よりの受託事業は別途に官庁会計方式により行なわれている。
本部(一般会計)の昭和39年度末の状況は別表のとおりで、当年度において119,923円の剰余金を生じており、前期からの繰越剰余金232,415円とあわせ合計352,339円を翌年度に繰越している。

3 留置事項

(1) 県より委託された施設の利用状況は前表のとおり低率であるので、その利用率の向上について、広報、宣伝等今後さらに工夫し施設に努力する必要がある。

(別表)

貸借対照表

昭和40年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
純資産	1,047,961円	負債	311,752円
現金預金	511,499	未払費用	22,097
未収収益	500,000	未収費用	89,698
未収収益	38,482	固定負債	200,072
固定資産	173,027	固定負債	98,635
器具及び備品	62,727	繰上引当金	7,075
投資有価証券	100,000	繰上引当金	91,800
電話施設利用権	10,300	基本金	300,000
		繰越剰余金	352,339

繰越剰余金	232,415
当期剰余金	111,922
施設勘定	160,000
湖 畔 荘	160,000
合 計	1,223,008

(注) 本部のみ。各施設及び受託事業分を除く。
以下各表とも同様。

損 益 計 算 書

(自 昭 和 39 年 4 月 1 日
至 昭 和 40 年 3 月 31 日)

借 目	金 額	貸 目		金 額
		借 目	貸 目	
法人運営費	2,487,075	運営費泉補助金	1,980,000	
役員会費	836,345	運営費寄附金	500,000	
事務局費	1,650,732	利息及び配当金	88,016	
当期剰余金	119,922	雑 収	38,982	
合 計	2,606,998	合 計	2,606,998	

剰余金処分計算書

- 1 当年度未処分剰余金 352,338円
- (1) 繰越剰余金 232,415円
- (2) 当期剰余金 119,922円

合 計	151,034,000	76,109,871	74,581,000	143,129
-----	-------------	------------	------------	---------

差引 186,386円

監 査 委 員 長 田 田 庄 二

同 中 田 庄 平

一 電気事業

1 事業の概況

本事業は、昭和28年幡郷発電所の運転開始以来12年、昭和32年7月1日に地方公営企業法を適用してから8年目を迎え、現在4発電所の合計最大出力は、18,680KWとなつてゐる。昭和39年度における供給電力量は、目標93,955MWHに対し実績は94,848MWH、101.0%であつた。これを料金の面で見ると、目標額313,148,720円に対し、実績は312,185,062円99.7%であり、前年度に比し、供給電力量で432MWH、料金で207千余円と僅かながら減少している。

なお、各発電所ごとの状況は、次のとおりである。

(参考) 一般会計収入支出決算書

科 目	予 算 額	収 入 済 額	差 引 増 減	備 考
財産収入	38,000	88,016	50,016	利子収入
補助金	17,449,000	12,120,471	△5,328,529	
運営費補助	2,180,000	1,980,000	△200,000	
建設費補助	14,648,000	9,847,175	△4,800,825	休養施設分 福祉センター 1,442,175円
公課費補助	621,000	293,296	△327,704	福祉センター 動産取得税 登記及び不 動産取得税
寄附金	9,880,000	4,624,400	△5,255,600	勤労者住宅の関係者より の寄附
運営費寄附金	600,000	500,000	△100,000	
建設費	8,845,000	4,042,175	△4,800,825	羽合町より 商店会より 1,442,175円
公課費	437,000	82,225	△354,775	福祉センター 登記手数料
繰越収入	3,066,000	3,124,388	58,388	
雑収入	1,000	38,982	37,982	
借入金	120,600,000	56,300,000	△64,300,000	休養施設分 福祉センター 22,300千円
合 計	151,034,000	76,296,257	△74,737,743	

(支出)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	差 引 増 減	不 用 額	備 考
物労者住宅建設費	74,581,000	74,781,000	200,000	0	
物労者休養施設建設費	45,300,000	45,320,000	20,000	0	
商店会建設費	28,518,000	28,539,471	21,471	0	
計	148,399,000	148,640,471	241,471	0	

幡郷発電所	MWH	MWH	%	円	%	円	%	円	%
小鹿	42,496	44,262	104.2	139,005,440	141,465,745	101.8	3.20		
春米	35,544	32,635	91.8	132,935,280	127,268,636	95.7	3.90		
計	93,955	94,848	101.0	313,148,720	312,185,062	99.7	(平均) 3.29		

また、日野川第1発電所は、日野川総合開発のため印賀川に築造される建設省直轄の菅沢多目的ダムの貯水を利用して、最大出力4,300KWの発電所を建設するもので、総額689,032千円の総経費を設定して事業に着手している。本年度は、前年度に引き続き、地元と補償基準について協定を締結し、建設省と共同施行する工事用動力線施設及び水路附帯工事等を実施している。

2 経営の状況

- (1) 決算報告書
- (A) 収益的収支の状況

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 不 用 額
収 入	316,236,000	318,255,504	2,019,504
支 出	293,108,000	289,550,402	3,557,598
差 引 残 額	23,128,000	28,705,102	

収入のうち、営業収益総決算額は312,377,005円で、予算額に比し、848,995円の減収となつてゐる。これは春米発電所が雨量不足により目標額に達しなかつたためである。営業外収益は決算

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	増減不用額
収入	72,011,000	52,000,000	△	20,011,000
支出	171,961,000	148,756,379	16,507,132	5,897,469
差引		△	96,756,379	

額5,878,499円で、予算に比し2,859,499円の増減となっている。これは資金の効率的運用による受取利息の増である。
 支出のうち、材料費用決算額は142,551,125円で、予算額に比し2,859,975円、営業外費用決算額は146,999,277円で、予算額に比し、596,723円と、それぞれ不用額を生じている。これらは、経費削減によるもの、あるいは資金計画の良好により不用となった一時借入金の子子等である。
 (B) 資本的収支の状況

収入は、企業債52,000,000円のみであり、昭和31年度公債として山陰合同銀行から借入したものを昭和39年5月31日に借換したものである。
 決算額の子算額に対する減は、日野川発電所建設に伴う企業債の未借入20,000,000円、その他11,000円である。
 支出は、建設改良費7,964,815円、企業債償還金(元金)135.5

比較(百分率)損益計算書

科目	昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	金額	営業収益に対する率	金額	営業収益に対する率	金額	営業収益に対する率
営業収益	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
営業費用	43.6	43.6	42.5	42.5	45.6	45.6
営業外収益	56.4	56.4	57.5	57.5	54.4	54.4
営業外費用	1.2	1.2	2.1	2.1	1.6	1.6
営業外費用	55.4	55.4	49.0	49.0	47.1	47.1
当年純利益	2.2	2.2	10.6	10.6	8.9	8.9

09,250円、出資金及び貸付金(割引電信電話券購入)194,000円、他会計への長期貸付金(工水へ540,000円、埋立へ3,548,314円)4,089,314円であり、建設改良費のうち日野川発電所建設分は予算額20,010,000円のうち16,507,132円を翌年度へ繰越している。
 不用額の主なものは、建設改良費1,867,053円(改良工事取止め等により不用)、他会計への長期貸付金4,823,686円(工水、埋立の工事進行状況により不用)等である。
 収入支出差引不足額は、当年度分損益勘定留保資金2,317,083円(減価償却費2,311,130円、雑損失5,935円)翌年度分損益勘定留保資金1,439,296円及び繰越立金33,000,000円で補っている。
 (B) 損益計算書
 営業収益(電力料及び公舎等賃付料)312,377,005円に対し営業費用(発電費、送電費及び一般管理費)142,551,125円で、差引営業利益は169,825,880円となり、これに営業外収益(受取利息及び雑収益)5,056,030円を加え、当年度純利益は174,881,910円となるが、その他に支払利息等の営業外費用が146,999,277円あるので、差引27,882,633円が当年度純利益である。

科目	39年度		38年度		38年度全国平均		備考
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
始料手当	43,536	15.0	13.5	1.5	9.5	9.5	
買入	629	0.2	0.4	0.2	0.4	0.4	
退職給与金	2,800	1.0	0.9	0.1	0.6	0.6	
法定福利金	2,747	0.9	0.8	0.1	0.5	0.5	
厚生福利金	212	0.1	0.1	0			
株主福利費	2,418	0.8	0.9	0.1			
消耗品費	3,114	1.1	0.9	0.2			
修繕費	5,664	2.0	1.5	0.5	12.5	12.5	
修繕費	10,788	3.7	3.4	0.3			
交付金	5,602	1.9	1.7	0.2			
支払利息	146,993	50.8	53.5	2.7	50.1	50.1	
減価償却費	62,311	21.5	21.4	0.1	26.4	26.4	

費用構成比較表

その他	2,930	1.0	1.0	0	100.0
計	289,550	100.0	100.0		100.0

(3) 剰余金計算書
 剰余金のうち利益剰余金は、減価償却立金の前年度繰入額33,000,000円で、全額を繰り入財源として処分している。このほか、当年度損益修正として、特定資金(退職及び修繕引当金)の定期預金利息に対する期間計算(昭和38年度分)による増加高822,469円がある。この結果当年度未処分利益剰余金は29,394,463円となっている。
 (4) 剰余金処分計算書

当年度未処分利益剰余金29,394,463円のうち29,000,000円を減価償却立金として処分し、残額394,463円を翌年度へ繰越すこととしている。
 (5) 貸借対照表
 貸借対照表における主な事項は次のとおりである。
 (A) 有形固定資産は、当年度において増加額8,432,215円、減少額5,000円、年度末現在高は2,679,328,744円となり、一方、償却

額は当年度59,162,073円、累計555,776,744円で年度末償還未済者は2,293,550,003円となっている。

(B) 無形固定資産は、当年度において電話加入権が20,600円増加したが、3,149,057円の償却を行なう、年度末現在額は59,548,501円となっている。

(C) 投資及び基金は、当年度において割引電信債券194,000円及び他会計への長期貸付金4,088,314円が増加している。

(D) 流動資産は、当年度において未収金及び保有有価証券が増加し、現金預金、特定資金、及び貯蔵品が減少した結果、差引22,529,442円の減となっている。

(E) 固定負債は、当年度において退職給付引当金及び修繕準備引当金が2,285,066円増加している。

(F) 流動負債は、当年度において未払金が減少し、未払費用及びその他の流動負債が増加した結果、差引19,074,361円の減となっている。

(G) 資本金のうち、自己資本金は、当年度において減価償立金より組入れた33,000,000円が増加し、累計248,794,391円となり、借入資本金は、当年度において企業債の償還、借換により84,509,250円の減となり累計2,141,171,703円となっている。

(6) 資金の状況

(A) 当年度における資金収支は、受入資金444,045,337円に対し、支払資金は405,678,365円で、差引40,366,972円が翌年度資金として繰越されている。

(B) 内部留保資金は、当年度において損益勘定留保資金（減価償却

引当金、特定資金等）で69,042千円、利益剰余金等で28,071千円、計96,113千円であり、累計735,441千円となっている。これに対し留保資金の効用は、当年度において96,493千円で計634,469千円になり、差引内部留保資金は100,972千円（うち特定資金分29,640千円）となっている。

二 工業用水道事業

1 事業の概況

本事業は、日野川総合開発事業の一環として水源を豊沢ダムに求め、米子市八幡附近で取水し、境港市、米子市及び日吉津村一円に期待される工業団地に160,000日目の工業用水を給水しようとするものであり、昭和38年より国の補助（補助率22%）をうけ実施の段階になったものである。

当年度は、前年度から繰越となっていた取水設備及び構築物等の委託設計を完了し、用地取得については、配水管路のうち県道に併設する部分について合併施行により用地取得を行なっている。また、当年度においてダム建設費の分担等を行なっているが、事業費のうち、151,421,000円については、用地取得及び施工承諾を得るための交渉が年度内に完了しなかつたため40年度に繰越している。

2 経営の状況

(1) 決算報告書

本事業は建設中であるため、資本的収支のみである。

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	増減不用額
収入	31,540,802	64,375,682		174,175,120
支出	31,540,802	80,811,888	151,421,000	6,317,914
差引		16,436,206		

(注) () は前年度よりの繰越額（内書）である。

収入のうち、企業債は45,000,000円、長期借入金（電気事業及び一般会計から）1,674,239円、国庫補助金17,603,000円、資金の預金利息98,443円であり、予算額に対し174,175,120円の減となっているが、これは事業の実が予定どおり進行しなかつたためである。支出は、建設費であり、貯水工事費、附属経費、測量調査費等である。

なお、用地取得費、取水工事費、配水工事費等151,421,000円は昭和40年度に繰越している。

(2) 貸借対照表

貸借対照表における主な事項は、次のとおりである。

(A) 有形固定資産は、当年度分80,713,445円増加し、累計94,739,300円を建設仮勘定に計上している。

(B) 流動資産は、現金預金12,406,203円、未収金1,008,599円、その他の流動資産（保有有価証券）403,000円である。

(C) 流動負債は、未払金25,205,784円、その他の流動負債21,103,794円（国庫補助金20,670,000円、その他433,794円）である。

(D) 資本金は、借入資本金として企業債が55,000,000円、他会計借

入金7,247,524円（一般会計から6,707,524円、電気事業から540,000円）である。

(3) 資金の状況

当年度における資金収支は、受入資金82,813,171円に対し、支払資金は、70,406,968円で、差引12,406,203円が翌年度資金として繰越されている。

三 埋立事業

1 事業の概況

本事業は、日野川総合開発事業の一環として境港一方トシ岸埋立造工事に行行し、その背後に波浜土砂等を利用して境港外港地区に1,481,700平方米（449,000坪）を埋立て、埋立用地及び工業用地を造成し、企業の誘致を計ろうとするものである。

当年度は、前年度から繰越となっていた埋立造工事を完了し、引續いて埋立工事及びコンクリートパイプによる護岸工事の一部を交換している。

なお、完成後の造成地の一部については、株式会社大谷製菓所を誘致することが決定した。

2 経営の状況

(1) 決算報告書

本事業は建設中であるため、資本的収支のみである。

区分	予算額	決算額	翌年度繰越額	増減額
収入	17,924,746	521,250,391		15,100,795
支出	(17,924,746)	729,429,074	1,479,271	(15,100,795)
差引		24,721,245		

(注) () は前年度よりの繰越額 (内書) である。

収入のうち、企業債は298,000,000円、長期借入金 (電気事業及び一般会計から) 25,316,253円、資金の預金利息、54,768円であり、予算額に比し12,075,795円の増となっているが、前年度に決定になった企業債を当年度収入したためである。

支出は、建設費294,104,821円、企業債償還金4,524,195円である。なお埋立工事及び護岸工事等の一部11,490,901円は昭和40年度に繰越している。

(2) 貸借対照表

貸借対照表における主な事項は、次のとおりである。

- (A) 有形固定資産は、当年度分282,170,113円増加し、累計458,741,986円を建設費勘定に計上している。
- (B) 流動資産は、現金預金10,938,281円、未収金87,994円、その他流動資産 (保管有価証券) 262,000円である。
- (C) 流動負債は、未払金25,830,609円、その他流動負債288,765円である。

(D) 資本金は、借入資本金として企業債が361,231,945円、他会計借入金82,678,942円 (一般会計から79,130,628円、電気事業から3,

549,314円) である。
 (3) 資金の状況
 当年度における資金収支は、受入資金382,722,790円に対し、支払資金は371,784,509円で、差引10,938,281円が翌年度資金として繰越されている。

4) 執行事項

(1) 予算の執行については、地方公営企業法施行令第18条により執行計画を定め、これにより執行することとなっているが、電気、工業用水道及び埋立の各事業において、年度内の変更時点においては、執行計画予算を超過した支出項目があり、事後において予算措置がとられているものがある。予算超過支出は同令第18条第5項により禁止されており、支出員出行為以前において費目既用、予備費支出又は補正予算等により措置した後支出すべきである。

(2) 地方自治法の改正により、使用中の物品の賠償責任は、その物品を使用している職員にあることとなったが、この規定は企業職員についても適用されるものである。企業職において、物品取扱員に対し一括交付 (貸与) しているが、適当でないので早急に修正する必要がある。

(3) 工事請負契約について、前年度の決算審査意見書で指摘した契約方法については、特殊な工事以外は競争入札により実施されていた。

なお、保証金 (入札及び契約) の免除にあたり、その免除理由を配工側に具体的に記載するようにされた。

(4) 工事台帳、契約関係等の精算簿で整理不十分なものがある。早急に整理する必要がある。

中央病院 (含学院)	昭和40年8月3日監査	二平高彦
監査委員	浜田庄玉	
同	中田玉善	
同	小谷善	
同	新見	
同	高	
厚生病院 (含学院)	昭和40年8月4日監査	二平高彦
監査委員	浜田庄玉	
同	中田玉善	
同	小谷善	
同	高	

1 事業の概況

県立病院は、昭和39年度までは官庁会計方式によって経営されて来たが、昭和39年4月1日から地方公営企業法の一級適用 (財務規定等の一部) をうける指定事業となり、県民医療の需要に応じて県民福祉の増進に努めるとともに、病院事業の合理的経営を図ることを目的とし、その企業内容を明らかにする経理方式のもとに、中央、厚生二病院の管理運営が行なわれるようになった。

各病院別利用状況等は次のとおりである。

入院利用患者数	入院患者数		200床
	一般	特別	
一 総計	84,592人	61,803人	
二 入院患者	146,289	80,848	
三 入院患者	250,881	142,651	
四 入院患者	232人	169人	
五 入院患者	485	268	
六 入院患者	715	457	
七 入院患者	75.6%	78.7%	
八 入院患者	54.3	—	
九 入院患者	35.0	35.2	
十 入院患者	68.2	72.4	

(注) 1 病床利用率は、定床数により算出したが、厚生病院における一般病床の実際使用数は183床である。

2 伝染病床数は、一部専断病床よりの委託のものである。

2 経営等の状況

(1) 決算報告書

(A) 収益的収支の状況

区分	中央病院	厚生病院
診療科目	内科, 小児科, 外科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 歯科, 理学療法科	内科, 小児科, 外科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 理学療法科

収入	25,524,250	22,072,224	2,452,026
支出	405,025,000	475,025,457	2,502,443
差引	52,541,650	51,656,415	885,235

収入のうち、医業収益決算額は349,734,846円、予算額に比し2,280,154円の減、医業外収益は決算額4,550,698円で、予算額に比し207,698円の増、看護部収益は決算額9,083,700円で、予算額に比し72,300円の減となっている。

支出のうち、医業費用決算額は378,814,925円で、予算額に比し2,965,075円看護部収益等費用決算額は9,083,700円で、予算額に比し72,300円と、それぞれ不用額を生じており、医業外費用は決算額27,327,032円で、予算額に比し183,032円の超過支出となっている。これは、中央病院において固定資産(自動車及び前掲機械)の売却損及び病院使用料の不納欠損処分を減損失として計理したためである。

(B) 資本的収支の状況

区分	予算	決算	増減・不用額
収入	77,645,000	77,655,003	10,003
支出	81,334,000	81,331,512	2,488
差引	△ 3,689,000	△ 3,676,509	

収入は、企業債45,000,000円(全部厚生病院分)、一般会計出資金30,002,728円(企業債元金償還相当額及び建設改修費財源分)

として、中央病院は14,084,709円、厚生病院は13,719,000円)、固定資産売却代金121,500円、借入金100,000円及び貸付料10,450,775円(日本赤十字社の元利償還相当額)である。

支出は、建設改良費61,586,445円(中央病院病室改修等4,781,400円、厚生病院昇降機修繕品購入等56,805,045円)、企業債元金償還17,314,292円(中央病院11,612,728円、厚生病院5,701,547円)、貸付固定資産償還金2,430,775円(日本赤十字元利償還金)である。

収入支出差引不足額は3,676,509円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんしているが、これを病院別に見ると、中央病院は12,100円の収支費を生じ、厚生病院は3,688,609円の不足を生じており、両病院あわせて3,676,509円となっている。

(2) 損益計算書

医業収益349,734,846円に対し、医業費用378,814,925円で、差引医業損失29,080,079円となり、これに医業外収益13,654,398円を加え、当年度総損失は15,425,681円となるが、このほかに医業外費用が36,410,732円あるので、差引51,856,413円が当年度純損失である。

各病院ごとの状況は次のとおりである。

区分	中央病院		厚生病院		計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
医業収益	191,413,420	100.0%	158,321,426	100.0%	349,734,846	100.0%
医業費用	223,935,018	117.0%	154,879,907	97.8%	378,814,925	108.3%

医業損失	22,521,598	17.0%	3,441,519	2.2%	29,080,079	8.2%
医業外収益	9,083,579	4.7%	4,570,819	2.9%	13,654,398	3.9%
当年度総損失	23,458,019	12.3%	8,012,338	5.1%	15,445,681	4.4%
医業外費用	15,198,537	7.9%	21,212,159	13.4%	36,410,732	10.4%
当年度純損失	38,656,556	20.2%	13,199,657	8.3%	51,856,413	14.8%

これらの損益の内容を検討してみると次のとおりとなっている。

① 支払利息を含む費用の構成は次表のとおりであり、中央病院においては、給与費48.7%、材料費32.7%と両費目で81.4%を占めている。厚生病院においては、給与費39.4%、材料費29.9%で、両費目で69.3%を占めている。

減価償却費は中央病院5.4%、厚生病院9.8%、支払利息は中央病院3.4%、厚生病院10.3%で、給与費材料費とは逆に厚生病院

費用構成比及び医業収益100円当り費用

科目	中央病院		厚生病院		計		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
医業収益	191,413	100.00	158,321	100.00	349,732	100.00	
給与	64,278	27.7%	33,586	22.1%	24,166	102,527	25.3%
手当	37,805	16.3%	22,910	13.3%	14,477	60,715	15.0%
材料費	1,194	0.5%	2,362	1.4%	1,497	5,556	0.9%
減価償却費	3,427	1.5%	689	0.4%	4,116	4,116	1.0%
支払利息	6,327	2.7%	3,311	3.803	2,407	10,130	2.5%
計	113,031	48.7%	59,056	39.4%	42,966	181,044	42.7%

が高率を示している。これは両病院が新設まもない為である。次にこれら各経費を全国可搬自治体病院の平均構成比(昭和35年度分)と比較してみると、給与費では中央病院3.5%の高率、厚生病院6.8%の高率となり、材料費では中央病院3.9%、厚生病院5.7%と共に低率となり、減価償却費では中央病院2.1%、厚生病院6.5%と共に高く、支払利息は中央病院0.7%低く、厚生病院1%の高率となっている。

② 医業収益100円に対する費用は、中央病院で121円16銭、厚生病院で109円6銭を要している。

これら費用のうち、主なものは給与費が中央病院で59円5銭、厚生病院で42円96銭、材料費が中央病院39円55銭、厚生病院32円58銭、減価償却費が中央病院6円54銭、厚生病院10円73銭支払利息が中央病院4円17銭、厚生病院11円24銭となっている。

薬品費	58,192	25.1	50.43	58,571	22.2	14.24	56,557	21.9	25.5	21.8
修繕材料費	5,222	2.3	2.73	4,434	1.6	3.30	4,661	1.7	2.5	2.6
医療用消耗品費	666	0.3	0.35	267	0.1	1.17	925	0.3	1.27	2.6
給食材料費	14,410	5.9	6.07	6,534	2.4	5.37	22,114	7.7	7.2	3.2
雑費	75,492	32.7	37.55	51,581	19.9	22.55	107,071	39.5	36.5	35.6
減価償却費	12,525	5.4	5.54	16,993	6.3	10.73	29,519	10.5	3.3	3.5
支払利息	7,978	3.4	4.17	17,799	10.3	11.24	23,777	8.4	4.1	4.2
研究費	1,184	0.5	0.42	845	0.3	0.53	2,352	0.8	0.58	0.5
その他の経費	21,502	9.3	11.23	17,447	10.1	11.02	38,949	13.5	9.6	9.5
計	231,913	100.0	121.15	172,679	100.0	109.06	424,592	100.0	115.69	100.0

(注) 「全国規模平均構成比」は、昭和38年度分である。

ウ 職員数は年度末現在において、中央病院198名(臨床4、学院5を含む)、厚生病院134名(臨床8、学院2を含む)で、定員に対しそれぞれ17名、2名の欠員を生じている。各職種別の状況は、次のとおりである。

区分	中央病院		厚生病院		全国規模平均	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
事務職員	28	24	4	18	17(1)	△
医師	25	21(1)	△	15	15(2)	△
看護師	88	85	△	62	61(2)	△
看護助手		67		29(2)		
その他		18		32		

(注) ↑ 「その他」には、学芸職員を含む。

2 () 番は、臨床及び非常勤職員(内番)である。

エ 職員一人当たり平均給与月額等は、次表のとおりで、中央病院42,758円、厚生病院41,296円となっている。

看護助手	14	8	△	6	5	10
薬剤士	6	5	△	1	3	3
レントゲン技師	3	3			3	3
衛生技師	7	7			3	3
その他の職員	44	45(3)		1	27	22
計	215	198(4)	△	17	134	134(8)

区分	中央病院		厚生病院		全国規模平均	
	基本給	手当	基本給	手当	基本給	手当
職員一人当り平均額	27,949円	14,809	26,244円	14,452	23,279円	13,783
平均年令		42.758		41.296		37.042

(注) 全国規模平均額は、昭和38年度分である。

オ 医師等職員一人一日当り取扱患者数は、次のとおりで医師一人一日当りは、中央病院36人、厚生病院34人、科別において特に少ないものは中央病院で泌尿器科6人、歯科18人であり、厚生病院では外科17人である。

カ 看護職員一人一日当りは、中央病院6人、厚生病院8人で、事務職員及びその他職員については、両病院ともそれぞれ26人、11人となっており、全職員では両病院とも3人となっている。

区分	中央病院		厚生病院		全国規模平均	
	人	患者	人	患者	人	患者
内科	14	25	16	18	50	41
小児科	10	11	18	20	28	31
外科	9	7	18	10	27	17
整形外科	23	—	35	—	56	—
泌尿器科	10	12	16	18	24	—
歯科	8	4	49	43	57	47
計						

耳鼻いんこ科	14	9	70	58	84	67	40	24
皮膚科	4	—	52	—	56	—	—	—
泌尿器科	2	—	4	—	6	—	—	—
消化器科	10	10	16	16	26	26	27	26
その他	4	4	7	7	11	11	12	12
計	12	13	24	21	34	34	40	24

(注) 「全国規模平均」は昭和38年度分である。

ク 職員一人一日当り収入(入院・外来収益分)は次のとおりで、中央病院で2,600円、厚生病院で3,125円となっている。

区分	中央病院		厚生病院		全国規模平均	
	円	円	円	円	円	円
医師	24,465	27,912	33,320	33,250	35,250	35,250
看護職員	5,426	6,578	6,609	6,609	6,463	6,463
事務職員	21,065	24,336	22,192	19,287	19,287	19,287
その他の職員	8,933	10,981	10,049	8,675	8,675	8,675
全職員	2,600	3,125	7,069	2,842	2,842	2,842

(注) 「全国規模平均」は、昭和38年度分である。

キ 患者一人一日当り収益及び費用は次のとおりで、中央病院は収益829円に対し費用970円となっており、厚生病院は収益1,110円

に對し費用は1,556円となつてゐる。このため、中央病院では201.578円の赤字損失を生じ、厚生病院では3,421,517円の赤字利益を生じた結果となつてゐる。

区 分	中央病院	厚生病院	全病院平均			
			300床～400床	200床～300床	100床～200床	50床～100床
医薬収益	829	1,110	986	764	764	764
医薬費用	970	1,085	817	755	755	755
薬品費	252	269	229	197	197	197
材料費	23	31	24	20	20	20
貯蔵材料費	157	138	130	135	135	135

(11) 全国平均は、昭和38年度分である。
 手術検査等の実施状況は、次のとおりである。

区 分	中央病院	厚生病院	全国同規模病院平均		
			300床～400床	200床～300床	100床～200床
医師1人年間手術件数	70	74	74	47	57
検査技師1人1日当り検査件数	39	74	47	24	23
X線技師1人1日当りX線件数	11	12	24	24	23
薬剤士1人1日当り薬剤数	319	462	443	387	387

社会保険診療報酬支払基金等に対する請求及びこれに伴う審査による返戻・減点等の状況は次表のとおりであり、医薬収益のうち入院及び外来収益の総額338,578,630円(中央病院188,303,622円、厚生病院150,275,008円)に対し、基金等の請求額は283,006,05

0円(中央病院164,225,681円、厚生病院118,799,369円)で83.6%。(中央病院37.2%、厚生病院79.1%)を占めてゐる。
 次に、請求減点をより返戻・減点等となつたものは請求額に對して返戻は5.77%(中央病院6.19%、厚生病院5.19%)、減点は0.76%。(中央病院0.95%、厚生病院0.5%)でありまた、請求額に對し査定増となつたものは0.06%。(中央病院0.05%、厚生病院0.11%)となつてゐる。
 返戻減点等の状況

区 分	固定総額	社会保険等に対する請求額		返戻額		査定増額		査定減額	
		円	%	円	%	円	%	円	%
中央病院	124,309,790	113,490,675	91.3%	8,541,691	6.8%	1,156,091	0.9%	16,4150.01	13.2%
厚生病院	63,993,832	59,716,006	93.3%	1,614,854	2.5%	399,694	0.6%	8,650.02	13.5%
計	188,303,622	164,206,681	87.2%	10,156,546	5.4%	1,555,785	0.8%	25,0650.03	13.5%
入院	101,159,546	81,163,148	80.2%	5,045,557	5.0%	310,911	0.3%	87,700.11	8.6%
外来	49,116,422	37,636,221	76.6%	1,115,662	2.3%	278,183	0.6%	47,700.13	9.6%
計	150,275,008	118,799,369	79.0%	6,161,219	4.1%	589,094	0.4%	135,650.11	9.0%
入院	225,468,336	194,653,823	86.3%	2,486,98	1.1%	1,467,002	0.7%	104,369.05	4.6%
外来	113,110,294	88,352,227	77.9%	2,730,520	2.4%	677,877	0.6%	56,336.04	4.9%
計	338,578,630	283,006,050	83.6%	5,217,508	1.5%	2,144,879	0.6%	160,705.09	4.7%

(12) 欠損金計算書
 欠損金は繰越分18,678,897円、当年度分51,856,413円で、当年度未処理欠損金は70,535,310円となつてゐる。
 資本剰余金は、受贈財産評価額54,000円(当年度発生)、等附金

9,204,968円(前年度分9,104,968円、当年度分100,000円)、補助金9,369,000円(前年度分)で、次年度繰越資本剰余金は18,647,968円となつてゐる。
 (4) 欠損金処理計算書
 当年度未処理欠損金70,535,310円をそのまま翌年度へ繰越してゐる。
 (5) 貸出対照表
 貸出対照表における主な事項は次のとおりである。

(A) 有形固定資産は当年度において増加額63,731,765円(中央病院4,776,000円、厚生病院58,955,765円)、減少額3,330,000円(中央病院1,150,000円、厚生病院2,180,000円)で増加の主なものは、中央病院が新築改造及び器械備品等、厚生病院が昇降機及びX線透視チェルビを主とする器械備品等であり、減少の主なものは、中央病院が器械及び車輛の処分、厚生病院が建物より構築物への転替である。また、償却額は28,484,371円(中央病院11,491,305円、厚生病院16,993,066円)である。

(B) 無形固定資産は、中央病院において電話加入権28,800円が増加してゐる。
 (C) 投資は、中央病院で日赤貸付債の本年度償還分2,430,775円の減及び電話債券9,100円の増、厚生病院で電話債券29,280円の増となつてゐる。

(D) 流動資産は現金預金14,378,786円(中央病院7,400,907円、厚生病院6,977,879円)、未収金57,978,744円(中央病院35,134,575円、厚生病院22,814,169円)、貯蔵品2,147,594円(中央病院757,732円、厚生病院1,389,862円)となつてゐる。

(E) 固定負債は、中央病院で一般会計よりの借入金として58,457,902円及び日赤借付債分17,827,100円である。
 (F) 流動負債は、一般会計よりの一時借入金72,135,156円(中央病院54,257,903円、厚生病院17,877,253円)、未払金26,665,244円(中央病院15,610,795円、厚生病院11,052,449円)、預り金等その他流動負債1,202,173円(中央病院676,442円、厚生病院525,731円)となつてゐる。
 (G) 資本金のうち、自己資本金は243,862,977円(中央病院123,841,975円、厚生病院120,021,002円)、借入資本金は企業債で463,415,509円(中央病院114,117,073円、厚生病院349,298,436円)となつてゐる。
 (H) 剰余金のうち、資本剰余金は18,647,968円(中央病院54,000円、厚生病院18,593,968円)、欠損金は70,535,310円(中央病院58,957,330円、厚生病院11,577,980円)となつてゐる。

(6) 資金の状況

(A) 当年度中における受入資金は819,029,542円(中央病院388,268,881円、厚生病院430,760,661円)、支払資金は804,650,756円(中央病院380,867,974円、厚生病院423,782円)で、差引14,378,786円(中央病院7,400,907円、厚生病院6,977,879円)が翌年度資金として繰越されてゐる。

(B) 内部留保資金は、31,761,576円(中央病院13,146,633円、厚生病院18,914,943円)に対し、資本的収支の不足に補てん財源として3,688,609円(厚生病院)を使用して、差引28,072,967円(中央病院13,146,633円、厚生病院14,926,334円)となつてゐる。

留意事項

1 経理関係について

(A) 中央病院に於いて、昭和39年度の決算(未収分)は前年度の費用を勘定により欠損処分し、決算費用(増損分)として当年度の利益勘定に計上しているが、欠損金計算書における欠損金の増減項目(過年度利益移上)として処理すべきである。

(B) 未収金57,978,744円(中央病院55,184,575円、厚生病院22,814,197円)のうち、基金等社会保険に對するものを除く自己負担分は5,523,584円であり、その内訳は次のとおりである。

これら未収金の回収については、相当努力されておるが、さらに上大検討し、収入率の向上に努力するとともに、今後未収の発生防止対策について検討書題されたい。

未収金状況(自己負担分)

前年度	中央病院		厚生病院		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和34年度	2	17,151 ^円	-	-	2	17,151 ^円
35	98	305,856	-	-	98	305,856
36	155	479,620	-	-	155	479,620
37	211	1,072,465	-	-	211	1,072,465
38	122	202,687	14	88,556	136	291,243
小計	588	2,077,777	14	88,556	602	2,166,333
39	297	1,594,329	427	1,767,922	724	3,362,251
合計	885	5,672,106	441	1,856,478	1,326	5,528,584

(C) 建設費及び保存工事の契約に際し、随契とした理由を各工場の主任(中央病院)するとともに、保証金免除の理由(研究所)も記載すべきである。

(D) たる部を行なう場合に、担当職員のみにて実施しているが、当該市庁に関係のない者を立会させるとともに、病院長に報告させるべきである(中央病院)

(E) 中央病院において、昭和39年5月に一般会計より58,4457,902円を年度末返済として借入れし、流動負債の短期借入金に計上していたが、年度末に於て、資金の都合により返済せず翌年度に繰り延べた為、固定負債の他会計借入金に抵替えていた。この取扱いについては、流動負債の一時的借入金に抵替すべきものと思われるので注意せられたい。

(F) 中央、厚生病院に於いて、材料等の購入事務の取扱いに異つてゐる点があるので検討のうえ、統一する要がある。

(G) 財産規則中、勘定科目の「収益の部」には「看護職員養成所収益」の項があるにもかかわらず、これに對する「費用の部」には対応項目の制定がないこと、また、各病院ごとの「被服貸与規定」の統一等、規則その他規定の整備について検討書題されたい。

(H) 厚生病院において資産購入した際に、換算日に直ちに資産に計上すべきところ、相当期間のストックを生じているものがある。これは財源(当年度内部留保資金を補てん財源として使用)との関係上述べたものであるが、当年度内部留保資金を財源とする場合には、予算編成及び執行等についてとくに慎重を期せられたい。

2 経営等について

(A) 患者の診療状況の前年度との比較は次のとおりで、42,126人の減

少となつてゐる。この原因は種々あると思われるが、医師の異動が多少いこともその一つと考えられる。医師の確保及び定着のため、医師公舎の建設、任用面の格付等について配慮されたい。
また看護職員については、正費、准費、助手の割合は5・3・2(暫定措置として4・4・2)の厚生省基準に比して、順次ツカチとなつてゐる(中央7・2・1、厚生4・5・1)。これらの職員を暫次適正配置することについて検討されたい。

区分	年 延 患 者 数		一 日 平 均 患 者 数				
	38年度	39年度	38年度	39年度			
入 院	中央	104,162	84,592△	19,570	263	232△	53
	厚生	62,251	61,803△	448	170	159△	1
院 計	166,433	146,395△	20,038	455	401△	54	
外 来	中央	157,019	146,287△	10,750	513	485△	30
	厚生	92,206	80,848△	11,358	305	268△	37
来 計	249,225	227,137△	22,088	818	751△	67	
合 計	中央	261,201	230,881△	30,320	798	715△	85
	厚生	154,457	142,651△	11,806	475	437△	38
計	415,658	373,532△	42,126	1,273	1,152△	120	

さらに前述した医師一人一日当り取患者数で、採算の悪い診療科目(例えば泌尿器科)については、他の医療施設との関連において統合又は医師をパートに切り替える等の方法によつて経営の合理化をすよう検討されたい。